

市有財産（旧栄町市民病院医師住宅（土地・建物））売却
物件調書及び契約条件【応募先着順】

1 売却物件

(1) 物件名

旧栄町市民病院医師住宅（土地・建物）

(2) 物件概要（物件調書）

所在地	富山県氷見市栄町 3269 番	
土地	地目	宅地
	実測面積	1,398.14 m ²
建物 (3棟) 北棟・中棟・南棟	建設	(北)平成2年12月、(中)昭和55年3月、 (南)昭和55年3月
	構造	木造瓦葺2階建(3棟共通)
	床面積	(北)141.30 m ² 、(中)129.57 m ² 、(南)129.57 m ²
最低売却価格	12,500,000 円	
接面道路の状況	西側幅員約 8.0m (車道 4.5m、歩道 2.3m、路肩 1.2m)、舗装済み	
都市計画法及び 建築基準法上の 主な制限	用途地域	第1種住居地域
	建ぺい率・容積率	建ぺい率：60%、容積率：200%
	防火地域	無
	高度地区	無
私道の負担等に関する事項	負担なし	
供給施設の状況	電気	可
	ガス	プロパン
	上水道	可
	下水道	可
交通機関	加越能バス「氷見栄町」停留所まで約 0.3 km	
公共施設	比美乃江小学校まで約 1.0 km 北部中学校まで約 1.2 km	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・実測面積での売払いとします（登記簿面積 1,398.13 m²）。 ・建物は未登記です。 ・売却価格は土地価格として決定することから、売却価格への消費税の課税はありません。 ・物件敷地は市の災害ハザードマップにおいて洪水浸水想定区域（予想される浸水深 0.5～3.0m）に位置しています。 ・地下埋設物、土壌汚染の調査は実施していません。 ・敷地内に電力等供給設備（電柱 2 本、支線 2 本、敷地上空の電線）が設置されています。当該設備の敷地内での継続利用や移設、撤去等については、買受者が占有者（北陸電力送配電株式会社、西日本電信電話株式 	

	<p>会社)と協議の上、決定してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北棟及び中棟は平成 31 年度以降、南棟は平成 19 年度以降、使用されていません。敷地内の設備及び什器備品等(建物外の電力等供給設備を除く。)は、使用停止後一切使用しておらず、その動作や性能については保証しません。また、その使用や処分等に要する費用は、買受者の負担となります。 ・物件の引き渡しは現状有姿のままで行います。土地及び建物内に存在する一切の設備及び什器備品等は市で撤去せず、所有権移転と同時に買受者の所有となります(建物外の電力等供給設備を除く。)
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、事前に必ずご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

2 契約条件

- (1) 買受者は、売買物件を居住の用に供さなければなりません。
- (2) 買受者は、契約の締結の日から起算して 3 年以内に、前号の目的の用に供するために着手しなければなりません。
- (3) 買受者は、売買物件上に建築する建築物を次に掲げる用途に供してはいけません。また、その目的をもって売買物件を求める者に譲渡又は貸与してはいけません。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する用途
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号から第 6 号までに規定する暴力団等の事務所その他これらに類する用途
 - ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体の事務所その他これらに類する用途
- (4) 買受者は、契約の締結の日から起算して 5 年間は、市の承諾を得ない売買物件の第三者への所有権移転、貸与、又は物件への地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利の設定を行ってはいけません。ただし、物件の取得目的を変更しない所有権移転等(取得目的を宅地造成とする場合における、造成後の土地購入者への売却等)については、市の承諾は不要とします。
- (5) 売買物件上に建築物等を建築する際は、次の事項を遵守しなければなりません。
 - ア 関係法令を遵守するとともに事前に関係行政庁と協議を行うこと。
 - イ 市の関係条例等を遵守すること。
 - ウ 近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意すること。
- (6) 所有権移転後、この物件の管理及び解体撤去に伴う一切の費用は、買受者の負担とします。